

公安委員会会議録

開催日時	令和6年12月11日(水) 自 午後 1時00分 至 午後 5時25分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 警察学生ボランティア活動証明書交付制度「M I L A I」の運用開始

警務部長から、

警察学生ボランティア活動証明書交付制度は、従来の学生ボランティア制度の運用を改め、学生ボランティア活動に参加した学生に対して進学時・就職活動時にも活用できる「活動証明書」を発行する制度を設けることで、若年層の裾野拡大を図り、ボランティア活動の活性化と将来に渡る持続可能性を確保するものである。

(1) 名称

M I L A I (未来)については、「M I n d～思考力・気質」「L e a d e r～リーダー・先導者」「A m b i t i o n～大志」「I n d e p e n d e n c e～自主性」の頭文字(スペル)を取った造語

(2) 名称イメージ

安心・安全な社会の実現という明るい「未来」と、ボランティア活動を通じて学生個人個人の人間性の陶冶を図ることにより、学生の明るい「未来」に向かって躍進していくイメージを重ねたもの。

(3) 運用開始

令和7年1月6日から3月31日まで試行運用を行い、4月1日から本運用を開始する。

(4) 運用体制

警察本部事務局 警務課企画室
警察署事務局 警務課
活動企画・立案 警察署各課

(5) 制度概要

ア 制度対象者

山口県内に所在する以下の学校に在籍する学生

- 高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校を含む)
- 大学(短期大学、専門学校等を含む)

イ 制度内容

- ボランティア活動参加の申し込み

高校生等は、県内の全高等学校へ周知し、学校を通じて参加を申し込んでいただく。

大学生等は、事前に登録をしている学生にメール等を使用して募集通知し、募集する。

- 警察学生ボランティア活動の参加者に対して、「活動証明書」を発行する。

ウ 制度対象活動

- 少年セーフティリーダーズ活動（大学生防犯ボランティアを含む）
- 少年相談員による活動
- サイバー防犯ボランティア活動
- その他事務局長が認めた学生ボランティアによる活動

(6) 期待される効果

ア ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に多くの学生が参加してもらうことで、交通安全・防犯活動が活性化し、学校・警察の関係構築が進む。

イ 自主防犯意識の向上

ボランティア活動を通じ、防犯知識等の習得により、本人・家族の自主防犯意識が向上し、いわゆる「闇バイト」の防止等の効果も期待できる。

ウ 山口への愛着心の醸成

山口県への愛着心を醸成し、県内進学・就職の促進も寄与

エ 将来のリーダーの育成

社会貢献意欲・意識の向上、未来を担うリーダーを育成

旨の説明があった。

野村委員から、「この証明書交付制度は、山口県警察独自の施策なのか。募集方法について、大学生は事前に登録した学生にメールで周知とのことであったが、広く学生に伝わるよう広報してほしい。そして、証明書は若い方が良いと思えるものにしてほしい。」旨の発言があり、警務部長から、「山口県警察独自の施策であり、他県警察等では北海道が証明書を交付している。高校生と大学生で申し込み方法が違う点について、高校生は従前から学校を通じて活動しており、さらに保護者による承諾も考慮している。大学生は個人で申し込めるようにしているが、大学を通じての周知やインターネット等を利用するなど、広く広報していく。証明書は、良いものが作れるように予算要求を行っている。」旨の説明があった。

弘永委員から、「県警察にとっても学生にとってもメリットのある取組であると思う。高校生の参加については、学校の協力があればよいと思うが、多忙な大学生に応募してもらうには工夫が必要だと思う。先進的な取組であり素晴らしいと思うので、試行錯誤しながら進めてほしい。」旨の発言があった。

今村委員長から、「先進的な取組である。ボランティア活動の証明書が、就職活動において役立つかもしれないので、証明書の効果も含めて、広報することが有効である。」旨の発言があった。

2 「周南運転免許センター」の運用開始

交通部長から、

山口県において、運転免許証の即日交付が可能な施設は、総合交通センター、岩国警察署及び下関警察署の3施設だけであるが、運転免許更新申請者の約7割がこの3施設を利用している現状にある。即日交付に対する高い県民ニーズに応え、更なる利便性向上を図るため、周南地域の県有施設において、即日交付が可能な「周南運転免

許センター」を令和7年5月8日の運用開始に向けて開設するもの。

(1) 場所等

山口県周南総合庁舎4階（周南市毛利町2丁目38番地）

約200台の外来駐車場が確保でき、周南市の中心部に位置している。

(2) 運用計画

ア 施設名称

周南運転免許センター

イ 運用計画

県民のニーズに応えるため、日曜日の窓口開設を行う。水曜日及び金曜日は、窓口を閉庁し、土曜日は閉庁日とする。

○ 曜日ごとに県民ニーズが高い業務に対応

- ・ 運転免許の更新は、日曜日・月曜日・火曜日・木曜日に実施
- ・ 運転免許証の住所変更等は、月曜日・火曜日・木曜日に実施
- ・ 運転免許証の再交付は、月曜日に実施

○ 全取扱業務において、運転免許証の即日交付及びマイナンバーカードとの一体化に対応

○ 予約制により来庁者を制限（1日の予約枠は、約150人）

○ 職員及び警察署の業務負担に配慮した運用

窓口閉庁日（水曜日・金曜日）は、日曜日に勤務した者の代休日及び出張型運転免許手続（広瀬、鹿野、阿東地域）等に対応

ウ 運転免許窓口の一元化

近隣の下松警察署、周南警察署及び周南西幹部交番の運転免許窓口を廃止し、周南運転免許センターに運転免許業務を一元化する。

(3) 今後の取組

○ 12月19日（木）に報道発表を行うなど、来年5月の運用開始に向け十分な広報を行っていく。

○ 施設管理者との協議・調整を継続（庁舎のセキュリティ対策等）

○ 予約制等運用面の詳細検討

○ 施設改修工事、機器の設置・運用試験等を実施

旨の説明があった。

野村委員から、「周南地域に運転免許センターの設置ということであるが、地域的に設置効果が高かったのか。県民にとって利便性が高まることは良い。よろしく願います。」旨の発言があり、交通部長から、「既存施設の空白地帯である周南地域で選定した。適した施設も見つかり、設置に至った。これにより総合交通センターへの集中も緩和できると考えている。さらに1年後は萩地域にも設置を検討している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「予約制の採用は良いと思う。来庁される方の待ち時間によるストレスを緩和でき、県民サービスの向上になるのではないかと。予約方法についてどのように計画しているのか。」旨の発言があり、交通部長から、「1時間単位で人数を区切る予定である。予約方法については、既に繁忙期の運転免許学科試験において稼働実績のある、県の電子申請サービスを活用する予定で準備している。」旨の説明があった。

今村委員長から、「業務の合理化により、警察官として必要な業務に人員を配置できるのではないかと。予約制を含めて今後必要なことは、周南地域で運転免許センターが開設されることの周知であり、広報についてよく検討しておく必要がある。施設の改修なども大変だとは思いますが、よろしく願います。」旨の発言があり、交通部長から、「予約

については、できるだけわかりやすいようにしたい。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者4人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者17人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他2人については、再呼出し等とした。

(2) 審査請求の受理

運転管理課長から、11月15日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 審査基準等の改定

運転管理課長から、審査基準等の改定についての説明を受け、決裁した。

(4) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、12月25日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の申出の受理（3件）

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出3件について要旨の説明を受け、決裁した。

(6) 警察署協議会委員の辞職の承認及び選考

公安委員会事務官から、警察署協議会委員の辞職及び選考について説明を受け、決裁した。

(7) 審査請求に係る弁明書の作成

運転免許課長から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、10月9日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(8) 五代目工藤會に対する第12回特定危険指定延長通知

組織犯罪捜査課長から、五代目工藤會に対する第12回特定危険指定延長通知について報告を受け、決裁した。

(9) 審査請求の審理

刑事企画課長から、審理経過の説明を受け、令和5年3月8日に受理の報告を受けた審査請求について、生活安全捜査課長から、審理経過の説明を受け、令和6年9月11日に受理の報告を受けた審査請求について、交通規制課長から、審理経過の説明を受け、令和6年5月8日に受理の報告を受けた審査請求について、警察県民課長から、審理経過の説明を受け、令和5年2月22日に受理の報告を受けた審査請求について、それぞれ裁決書を決裁した。

(10) 審査請求に係る公文書の提示依頼（3件）

警察県民課長から、令和5年1月20日付け、令和5年1月25日付け及び令和5年2月8日付けで本部長が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から公安委員会に対し公文書の提示依頼があった旨の説明を受け、決裁した。

(11) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

交通指導課長から、10月9日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出

について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

2 報告概要

(1) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟事案について、監察官から、監察案件について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。